

令和2年度地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業(ウィズコロナ対策)実施要領

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束が期待される一方で、コロナ禍における「新しい生活様式」に順応することが求められている。そこで国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、地域の観光関係者等が新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備等を行い、観光消費の拡大に繋げ、地域経済の活性化を図る。

2 事業の取組方針

地域において付加価値が高く、商品開発につながる下記の項目について重点的に取り組むこととする。

※条件：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種ごとに作成された感染拡大防止ガイドラインを遵守し、「新しい生活様式」の実践を意識した取組であること。

※条件：国内居住者を主なターゲットとし、将来的なインバウンドへの活用も見据えた取組であること。

- (1) 滞在型観光の促進(アドベンチャートラベル、フードツーリズム、サイクルツーリズムなどテーマ別の観光資源の開発・検証など)
- (2) 道内の歴史・文化を活用した観光地づくりの推進(アイヌ文化、縄文文化、世界遺産、日本遺産、北海道遺産など)
- (3) 道内7空港の民営委託を契機とした受入体制の整備(各ゲートウェイの特性や課題に沿った戦略的な取り組み。(例)二次交通の整備促進、周辺地域の観光素材の磨き上げ等)
- (4) 地域DMOの形成・確立(「稼ぐ観光」の舵取り役として具体化に向けた取り組みなど)
- (5) その他

3 応募要件

(1) 提案者の要件

- ① 提案者の対象となる者は、次のとおりとする。

(※本事業の立ち上げを目的とした準備をする団体も対象とする。)

事業区分	交付対象者
地域単独事業	市・町・村の範囲内において、地域の観光資源の掘り起こし、磨き上げなどによる観光地づくりを推進する観光団体(地方公共団体含む) (※観光協会等を中心とした実行委員会、協議会等も可能。応募にあたり北海道(総合)振興局が事前に把握しているものに限る。)
広域連携事業	複数の市町村に跨り、上記に加え、広域的な観光地づくりのための連携体制の構築を行う観光団体(地方公共団体含む) (※観光協会等を中心とした実行委員会、協議会等も可能。応募にあたり北海道(総合)振興局が事前に把握しているものに限る。)

② 応募条件

1 団体(※)につき1事業の応募を限度とする。

但し、1団体で「地域単独事業」、「広域連携事業」(合計2事業)への応募は可能とする。

(※応募団体が、実行委員会(協議会)形式の事務局を担っている場合であっても、1事業の応募を限度とする。)

(2) 提出方法・期限

別紙様式(第1号様式・第2号様式・第3号様式、事業概要書)に必要事項を記入(押印)し、(公社)北海道観光振興機構(以下、観光機構という)に提出するとともに、提案者の事務局が所在する、北海道(総合)振興局観光担当に写しを提出するものとする。

■企画提案書提出先：〒060-0003
 札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル
 (公社)北海道観光振興機構地域観光部宛
 Tel 011-231-2900

■応募×切・担当窓口
 令和2年10月23日(金)必着(郵送又は事務所持参)
 ⇒地域観光部・稲村、赤淵、浮穴

4 支給要件

(1) 支給対象

対象事業及び対象経費については、別紙のとおりとする。

(2) 支給対象外(支給対象とならない経費の具体例)

- ① 国又は北海道の補助金等(市町村からの補助金等は除く)を受けている事業
- ② 総事業費が次の金額に満たない事業

区分	総事業費
地域単独事業	200万円 (応募団体(地元)負担100万円を含む。)
広域連携事業	100万円 (応募団体(地元)負担50万円を含む。)

- ③ 事業に直接関係のない経費
- ④ 支援対象事業として選定される前の経費
- ⑤ 財産が残る可能性のある経費(財産が残る可能性のある経費は地元負担とする。但し、什器・備品であっても取得価格が2万円未満のものを除く。)
- ⑥ 経常的な経費(事業運営に係る人件費、事務所借上費、事業に関係のない通信費等)
- ⑦ 事業予算の総額に比して過大なプロモーション経費
- ⑧ 観光客への現金支給による助成(キャッシュバック等)
- ⑨ 会費、協賛金などの義務外負担金等
- ⑩ その他明らかに不適切と思われる経費

5 支給金額

(1) 支給金額

- ① 支給の限度額及び交付率は、次のとおりとする。

区分	支給額		
	上限額	下限額	交付率
地域単独事業	200万円	100万円	1/2以内
広域連携事業	400万円	50万円	

※観光機構が支給する金額の同額(対象経費の2分の1)以上を、応募団体(地域)において現金又は現物協賛額で確保しなければならない。

※「現物協賛額」とは、関係の観光事業者(宿泊・運輸・体験観光事業者・旅行会社・飲食店等)による通常提供価格から実際の割引額、各関係機関等により提供された協賛品(例:無料宿泊券、ノベルティ他)、当該事業に不可欠な新聞・雑誌・無料パブリシティ、当該事業を進行するための日当・旅費・宿泊費などを現金に換算した金額のことをいう。但し、提案者(構成員を含む)の人件費は現物協賛の対象外とする。

② 提案内容の評価結果等により、支給額が減額されることがある。

(2) 支払方法及び減額・取り止め

- ① 負担金(事業対象経費)は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。但し、資金収支計画に基づき概算払い(支給予定額の9割迄)の請求をすることが出来る。(概算請求を行う場合、見積書・請求書・成果品などの資料の提出を求めることがある。)
- ② 負担金支給予定額を満額執行しなかった場合、その不要額の処理については、当初応募した際の予算の負担割合に基づき返還するものとする。
- ③ 観光機構は、負担金支給対象事業が適正に執行されていないと認めた場合には、負担金の減額又は取り止めを行うことができる。

6 選定について

(1) 選定基準

前項「1事業の目的」及び「2事業の取組方針」に沿った提案を優先する。

(2) その他の選定基準

- ① 応募団体(地域)が本事業で取り組むべき必要性
- ② 着地整備等の事業計画、適正な目標、成果指標、ターゲット
- ③ 関係者との連携や役割分担など実施体制の明確化
(応募の時点で、関係者間の同意が得られていること)

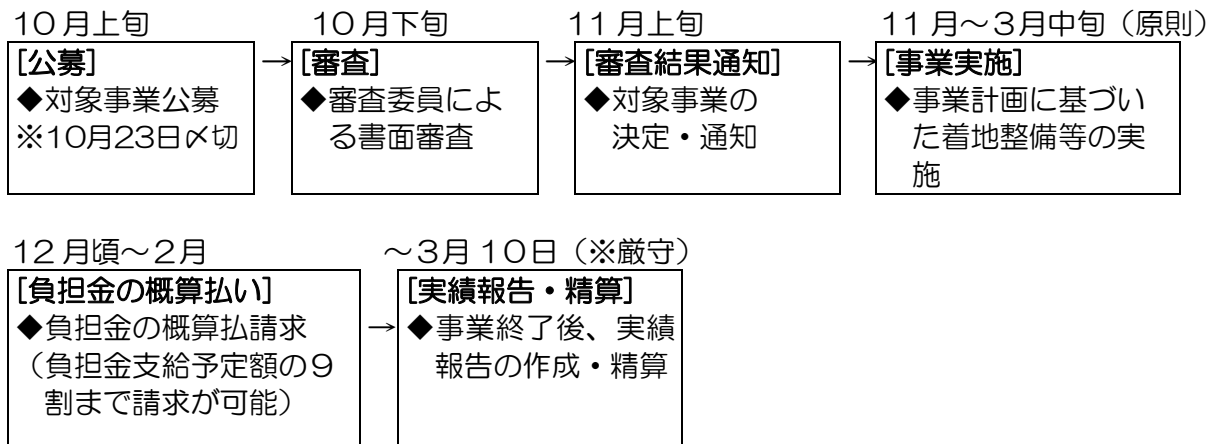
(3) 事業の選定方法

事業の選定にあたっては、観光機構が指定する複数の委員による審査会において、選定する事業を決定する。観光機構は、審査会の結果に基づき、選定された提案者に対して負担金支給予定額を通知する。

(4) 補足事項

選定の状況により、追加の応募、選定を行う場合がある。

7 事業の流れ及びスケジュール



8 事業実施期間 負担金支給予定額決定の日から令和3年3月31日まで

(※原則、選定された事業の執行は、令和3年3月10日迄に終了すること)

9 その他 この要領に定めるもののほか、必要な事項は観光機構が別に定めるものとする。

附 則 この要領は、令和2年10月2日から施行する。

別 紙

対象事業・対象経費・対象期間

区 分	内 容
●対象事業	1 マーケティング調査 戦略策定、観光客のニーズ把握のための各種調査 2 メニューの開発 観光素材の磨き上げ、体験型・滞在型交流プログラムの企画・開発・提供（実証事業） 3 人材の育成 受入体制機能向上に向けた（ガイド）研修等に係る取り組み 4 利便性の向上 地域周遊モデルコースの設定・観光周遊バスの実証運行・交通事業者連携による周遊バスの企画・販売、その他（鉄道・タクシー・バスなど）二次交通整備に係る取り組み 5 案内機能強化 外国人観光客等への案内機能の向上に向けた取り組み、コンシェルジュ（ツアーデスク）設置のための勉強会、情報端末を活用した地域交通情報の集約・発信等 6 需要の喚起 <u>上記の取り組みを検証するための、情報発信（媒体）、プロモーション、「新しい生活様式」を実践した冬季イベント開催など</u> 7 そ の 他 事業の目的を達成するために必要な事業
●対象経費	1 事業に付帯する媒体宣伝、印刷・製本、消耗品購入、通信・運搬、役務費、物品のリース、会議室料等 （但し、事務局による打ち合わせ等での食糧費は除く。） 2 人材育成に係る各種セミナー、研修会への参加費等 3 モニターツアー・アドバイザー派遣等に係る経費 （旅費、宿泊費、施設入場料・体験料、謝金等） 4 取り組みを検証するための（プロモーション）活動費 旅行会社、メディア等へのセールス（出張）旅費、催事イベントへの出展 （原則、事務局員のみ。但し、出張等に係る日当・食糧費を除く） 5 実証運行に係るバス・タクシー（貸切・乗合など）の借上料（契約書要） 6 マーケティング調査（分析）費 7 その他、商品開発に取り組むために必要とされる諸経費 注①：旅費・宿泊費は原則、実費支給とする。（但し、定額支給を行っている団体は旅費規程（写し）の提出を求めることがある。） 注②：原則、1 契約 30 万円以上の発注を行う場合は、事業者 2 件から「見積書」を取得するものとする。
●対象期間	1 <u>採択通知日以降の着手事業を対象とする。</u> （納品書、請求書は採択通知日以降発行のものを有効とする。） 2 地元負担金で実施した事業についても、採択日以前の着手事業は負担金の助成対象外とし、同一事業としての精算処理を認めない。